別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
1	監督対象子会社の名称	
2	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務	
2	ごとの委託額	
3	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場	
3	合はその旨	
4	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占め	
4	る自己及び子会社の有する議決権の割合	
	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ね	
5	ている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対	
	象子会社における役職	
6	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監	
8	督の方法及び実施状況(各社ごと)	
7	施行規則第22条の7第1号に定める設備部門	
8	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	経営上の秘密の観
0		点から非公表
9 — 1	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条	
9 — 1	件の概要	
9 – 2	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接	
9-2	続の条件の概要	
1 0	施行規則第22条の7第14号の規定により行った	
10	監視の結果	
1 1	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対	
	して行った監督の方法及び実施状況(各社ごと)	

監督対象子会社の名称

1	株式会社NTT東日本一南関東
2	株式会社NTT東日本一関信越
3	株式会社NTT東日本一東北
4	株式会社NTT東日本一北海道
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
6	株式会社NTT東日本サービス
7	NTTタウンページ株式会社
8	テルウェル東日本株式会社
9	株式会社NTTネクシア
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション
11	NTT印刷株式会社
12	日本テレマティーク株式会社
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
14	ネクストモード株式会社
15	株式会社NTT e-Drone Technology
16	NTTイーアジア株式会社
17	株式会社NTTアグリテクノロジー
18	株式会社NTT Risk Manager
19	株式会社NTTe-Sports

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

1. 株式会社NTT東日本-南関東

		委託した業務の内容	委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業	務等	情報機器販売、SI受託業務等	

2. 株式会社NTT東日本-関信越

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業	終等	情報機器販売、SI受託業務等	

3. 株式会社NTT東日本一東北

	委託した業務の内容		委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業	務等	情報機器販売、SI受託業務等	

4. 株式会社NTT東日本-北海道

		委託した業務の内容	委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業	養務等	情報機器販売、SI受託業務等	

5. 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

		委託した業務の内容	委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業	美務等	SI受託業務等	

6. 株式会社NTT東日本サービス

委託した業務の内容	委託額
116受付、加入権業務 等	

7. NTTタウンページ株式会社

委託した業務の内容	委託額
電話帳発行、タウンページ情報販売 等	

8. テルウェル東日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
電報受付・配達、公衆電話キャビネット等の設置・保守 業務 等	

9. 株式会社NTTネクシア

委託した業務の内容	委託額
注文受付業務、代表電話応対 等	

10. 株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

委託した業務の内容	委託額
テレホンカード販売 等	

11. NTT印刷株式会社

委託した業務の内容		委託額
請求書等印刷	等	

12. 日本テレマティーク株式会社

委託した業務の内容	委託額
システム保守・運用業務 等	

13. エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

委託した業務の内容	委託額
無線サービスの運用、保守業務等	

14. ネクストモード株式会社

委託した業務の内容	委託額
クラウドサービスの構築業務 等	

15. 株式会社NTT e-Drone Technology

委託した業務の内容	委託額
通線ドローンの運搬、パイロット派遣 等	

16. NTTイーアジア株式会社

委託した業務の内容	委託額
保全系システム開発・保守 等	

17.株式会社NTTアグリテクノロジー

委託した業務の内容	委託額
農業技術の企画検討、農業用生産設備の設置等	

18. 株式会社NTT Risk Manager

委託した業務の内容	委託額
セキュリティ認証取得支援・セミナー 等	

19. 株式会社NTTe-Sports

委託した業務の内容	委託額
プロモーションの企画 等	

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

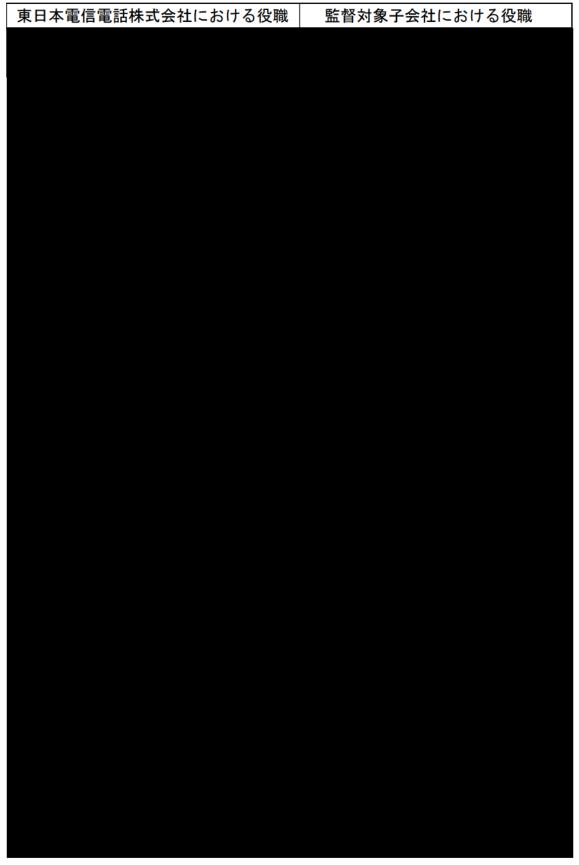
	会社名	再委託
1	株式会社NTT東日本-南関東	あり
2	株式会社NTT東日本-関信越	あり
3	株式会社NTT東日本一東北	あり
4	株式会社NTT東日本-北海道	あり
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	あり
6	株式会社NTT東日本サービス	あり
7	NTTタウンページ株式会社	あり
8	テルウェル東日本株式会社	あり
9	株式会社NTTネクシア	あり
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	あり
11	NTT印刷株式会社	あり
12	日本テレマティーク株式会社	なし
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム 株式会社	あり
14	ネクストモード株式会社	あり
15	株式会社NTT e-Drone Technolog y	なし
16	NTTイーアジア株式会社	あり
17	株式会社NTTアグリテクノロジー	あり
18	株式会社NTT Risk Manager	あり
19	株式会社NTTe-Sports	あり

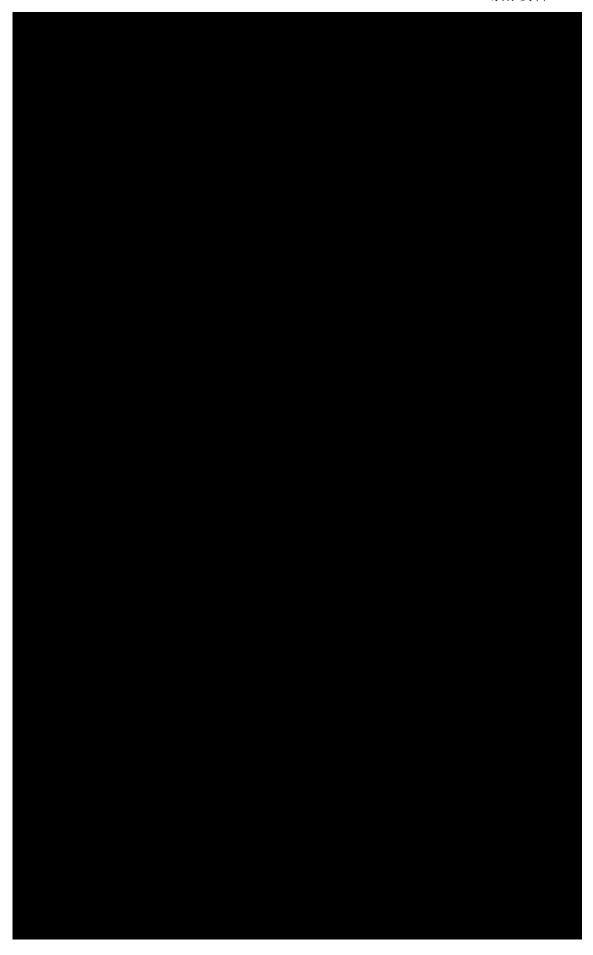
監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の 割合

	会社名	自己及び子会社	議決権の 割合
1	株式会社NTT東日本-南関東	東日本電信電話株式会社	100%
2	株式会社NTT東日本一関信越	東日本電信電話株式会社	100%
3	株式会社NTT東日本-東北	東日本電信電話株式会社	100%
4	株式会社NTT東日本-北海道	東日本電信電話株式会社	100%
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	東日本電信電話株式会社	100%
6	株式会社NTT東日本サービス	東日本電信電話株式会社	100%
7	NTTタウンページ株式会社	東日本電信電話株式会社	100%
8	テルウェル東日本株式会社	東日本電信電話株式会社	91. 67%
9	株式会社NTTネクシア	東日本電信電話株式会社	85. 84%
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・カード ソリューション	東日本電信電話株式会社	82. 68%
11	NTT印刷株式会社	東日本電信電話株式会社 (40.50%) NTTタウンページ株式会社 (20.23%)	60. 73%
12	日本テレマティーク株式会社	東日本電信電話株式会社	51. 00%
13	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンド プラットフォーム株式会社	東日本電信電話株式会社	51. 00%
14	ネクストモード株式会社	東日本電信電話株式会社	51. 00%
15	株式会社NTT e-Drone T echnology	東日本電信電話株式会社	51. 00%
16	NTTイーアジア株式会社	東日本電信電話株式会社	100%
17	株式会社NTTアグリテクノロジー	東日本電信電話株式会社	92. 86%
18	株式会社NTT Risk Mana ger	東日本電信電話株式会社	80. 00%
19	株式会社NTT e-Sports	東日本電信電話株式会社	55. 00%

自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は 当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

1. 株式会社NTT東日本-南関東



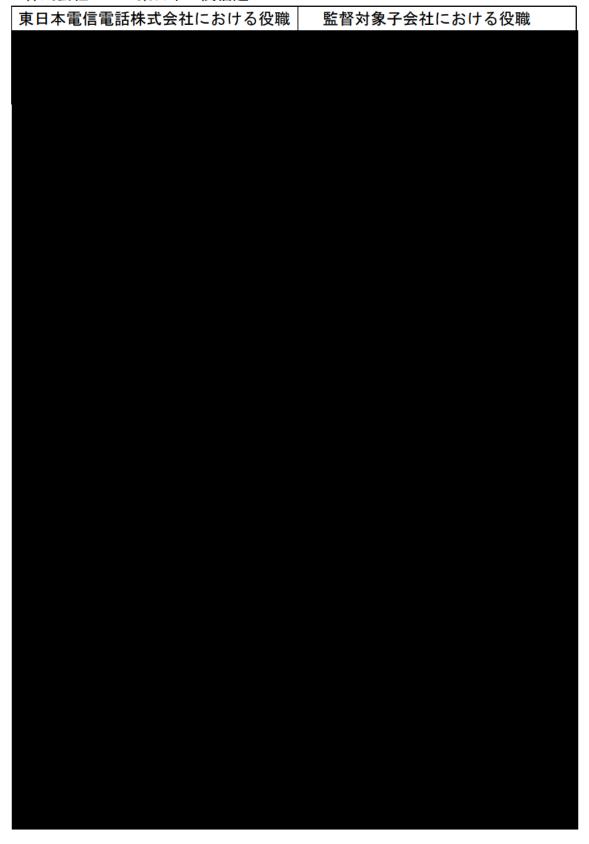




別添資料5



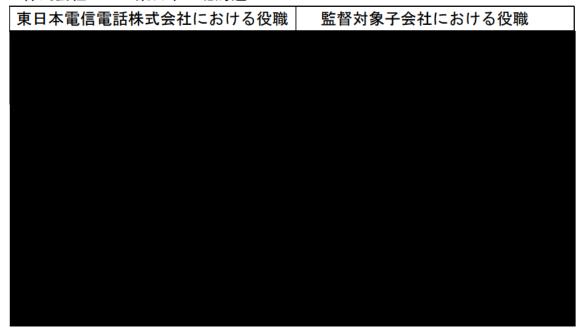
2. 株式会社NTT東日本-関信越



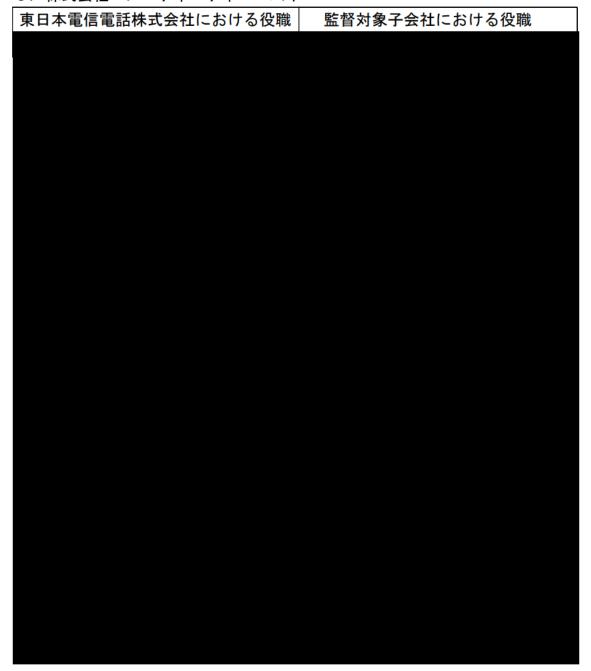
3. 株式会社NTT東日本一東北

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

4. 株式会社NTT東日本-北海道



5. 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー



6. 株式会社NTT東日本サービス

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

7. NTTタウンページ株式会社

監督対象子会社における役職

8. テルウェル東日本株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

9. 株式会社NTTネクシア

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

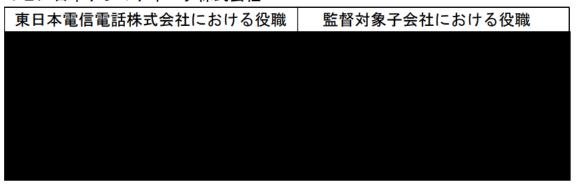
10. 株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

11. NTT印刷株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

12. 日本テレマティーク株式会社



13. エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

14. ネクストモード株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

15. 株式会社NTT e-Drone Technology

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

16. NTTイーアジア株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

17. 株式会社NTTアグリテクノロジー

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

18. 株式会社NTT Risk Manager

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

19. 株式会社NTTe-Sports

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職

社名:株式会社NTT東日本-南関東

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2014.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2014.7.1 改定:2023.10.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.15~2025.3.24
[口(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
[口(2)④]	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.10.31 2025.2.1~2025.4.18
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画部 経営企画部門 業務推進担当)	2024.7.22~2025.2.21 2025.5.8~2025.5.29
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.7.22~2025.2.21
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.5.8~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT東日本-関信越

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2014.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2014.7.1 改定:2023.10.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.2.26~2025.2.27
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: A(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.11~2024.9.30 2025.3.6~2025.3.17
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 企画部門 財務担当)	2024.11.11~2024.11.15 2025.5.8~2025.5.29
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.11.11~2024.11.15
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.5.8~2025.5.29
是正措置 【ハ】	 該当なし 	_

社名:株式会社NTT東日本-東北

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2014.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2014.7.1 改定:2023.10.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.2.5~2025.2.12
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数:■■■■ 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
【口(2)④】	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.30~2024.9.17 2025.2.28~2025.3.17
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 企画部門 財務担当)	2024.10.21~2024.10.25 2025.5.8~2025.5.29
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.10.21~2024.10.25
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.5.8~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT東日本-北海道

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2023.11.16
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.19
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.21~2025.2.13
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.9.25 2025.3.1~2025.3.26
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 企画部門 財務担当)	2024.9.9~2024.9.13 2025.5.8~2025.5.29
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.9.9~2024.9.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.5.8~2025.5.29
是正措置 【ハ】	 該当なし 	_

社名:株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.24~2025.2.14
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: A(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
【口(2)④】	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.30~2024.9.13 2025.3.10~2025.3.21
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:内部監査部)	2024.6.26~2025.3.5
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.7.8~2025.3.14
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.5.8~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT東日本サービス

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2014.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2014.7.1 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2014.7.1 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2014.7.1
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.16
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.1~2024.8.31 2025.2.1~2025.2.28
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 経営企画部門 監査担当)	2024.4.1~2024.9.30 2024.10.1~2025.3.31
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.11.18~2024.11.22
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.17~2025.1.20
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
[口(2)④]	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.9.20 2025.2.1~2025.2.28
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:総務人事部)	2024.7.1~2024.9.30 2025.1.23~2025.1.30
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.10.15~2024.10.18
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2021.12.24
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:取締役経営企画部長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.2.6~2025.2.7
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
【口(2)④】	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.31~2024.9.17 2025.2.28~2025.3.31
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:法務監査部 業務監査室)	2024.5.7~2025.2.19
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.1.27~2025.1.31
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTTネクシア

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定::2016.10.1 改定:2021.12.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2016.10.1 改定:2021.12.1
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.21~2025.1.24
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.10.29~2024.11.8 2025.3.22~2025.4.7
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:内部監査室)	2024.4.1~2024.9.30 2024.10.1~2025.3.31
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.7.8~2024.7.12
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2023.11.1
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2011.11.30 改定:2023.11.1
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名 (実施率:100%)	2025.1.24
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
事前確認・事後点検	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
の実施【ロ(2)④】	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.11.25 2025.3.18
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:事業推進部 法務担当)	2024.11.14~2024.11.20 2025.4.7~2025.4.18
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.10.28~2024.11.1
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2015.4.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2014.10.1 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定: 2012.1.18 改定: 2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2012.1.18
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: (実施率: 100%)	2025.1.16~2025.3.24
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
【口(2)④】	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.9.4 2025.4.1~2025.4.10
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営企画部 法務考査担当)	2024.8.29~2024.9.20 2025.4.1~2025.4.24
NTT東日本の監査 部門による監査	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.9.17~2024.9.20
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:日本テレマティーク株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2019.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2019.7.1 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2019.7.1 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2019.7.1
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.30
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施 	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.26~2024.9.2 2025.2.24~2025.3.3
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営企画部 事業基盤グループ)	2024.7.16~2024.7.19 2025.4.15~2025.4.23
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.7.16~2024.7.19
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	 該当なし 	_

社名:エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2020.6.11 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2020.6.11 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2020.6.11 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2020.6.11
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.22~2025.1.28
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 4 (実施率: 100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.9.30 2025.3.1~2025.3.31
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 総務部門 コンプライアンス担当)	2024.7.16 2024.10.16 2025.1.20 2025.4.14
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.9.24~2024.9.27
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:ネクストモード株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2020.9.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:2020.10.1 改定:2021.11.10
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2020.10.1 改定:2021.11.10
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2020.10.1
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.31
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 4 (実施率: 100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.30 2025.2.28
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営戦略本部 企画部)	2024.11.25~2024.11.28 2025.4.14~2025.4.18
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.12.9~2024.12.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:株式会社NTT e-Drone Technology

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2022.5.20 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定: 2022.5.20 改定:なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定: 2022.5.20 改定:なし
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2022.5.20
教育研修の実施 【ロ(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.12.26
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 2 名 (実施率: 100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施 【ロ(2)④】	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.30~2024.9.2 2025.2.28~2025.3.3
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部)	2024.8.30~2024.9.2 2025.2.28~2025.3.3
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.10.15~2024.10.18
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

社名:NTTイーアジア株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:2023.10.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定: 2023.11.1 改定:なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:2023.11.1 改定:なし
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2023.11.1
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.30~2025.2.5
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施	2024.4.1~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.16~2024.8.31 2025.3.1~2025.3.21
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.1~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:戦略企画部)	2024.9.1~2024.9.15 2025.3.1~2025.3.15
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2024.12.16~2024.12.20
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	 該当なし 	_

社名:株式会社NTTアグリテクノロジー

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2024.4.26 改訂:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定: 2024.4.26 改定:なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定: 2024.4.26 改定:なし
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2024.4.26
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 200%)	2025.2.21
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 名 (実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施 	2024.4.26~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.26~2024.8.30 2025.2.25~2025.2.28
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.4.26~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:コーポレートマネジメント部)	2024.8.26~2024.8.30 2025.2.25~2025.2.28
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.3.3~2025.3.7
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	 該当なし 	_

社名:株式会社NTT Risk Manager

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2024.5.10 改訂:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定: 2024.4.24 改定:なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定: 2024.4.24 改定:なし
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2024.4.24
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 200%)	2025.1.29
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 2 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検 の実施	事前確認の実施	2024.5.10~2025.3.31
[口(2)④]	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.8.1~2024.8.31 2025.2.1~2025.2.28
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.5.10~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部)	2024.8.1 2025.2.7
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.3.10~2025.3.14
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

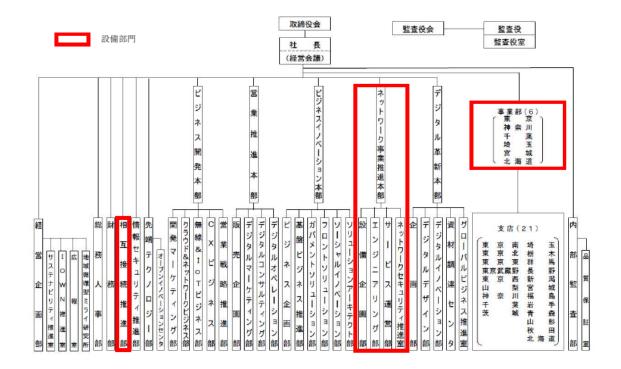
社名:株式会社NTTe-Sports

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合 意書 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結: 2024.5.31 改訂:なし
禁止行為に関する規程 【ロ(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定: 2024.5.31 改定:なし
公正競争マニュアル 【ロ(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定: 2024.5.31 改定:なし
禁止行為管理責任 者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	2024.5.31
教育研修の実施	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.17
[□(2)③]	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: 200%)	2024.10.4~2025.3.31
事前確認・事後点検の実施	事前確認の実施 	2024.6.5~2025.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: 名(実施率:100%)	2024.9.1~2024.9.8 2025.3.1~2025.3.8
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	2024.6.5~2025.3.31
自社の監査部門による監査 【ロ(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営企画部)	2024.9.1~2024.9.8 2025.3.1~2025.3.8
NTT東日本の監査 部門による監査 【ロ(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	2025.3.10~2025.3.14
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	2025.4.24~2025.5.29
是正措置 【ハ】	該当なし	_

施行規則第22条の7第1号に定める設備部門

			組	織	名	称		
設	相互	•	接	肴	売	推	進	部
	事ネ	設		備		企	画	部
備	事業推進本部	I	ン	ジ	=	ア!	ノ ング	部
部	進 ワ 本 十	サ	_		ビ	ス	運 営	部
HP HP	部ク	ネ	ットリ	ワー	クt	2 キュ	リティ推	進室
門	事業部	設				備		部

設備部門の組織



各事業部における設備部を設備部門としています

(東) 電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告 (電気通信事業法施行規則 第22条の7第11号<他社手続>関連)

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・他社から2011年11月30日以降に申込まれ、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)~回答日(※2)、②申込日~提供可能日(※3)、③申込日~工事完了日(※4))
- ※1 他社から手続の申込みがあった日。
- ※2 当社が提供可能日等(事前調査においては、接続の可否等)を回答した日。なお、第21条(接続申込み)に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。
- ※3 最短で接続を開始することが可能となる日。なお、中継ダークファイバ、波長分割多重回線及び局内ダークファイバについては、接続を開始することが可能となる最長日とする。
- ※4 接続に係る工事が完了した日。
- ※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

	※3 情報開水のプラボームパーク開水によるものは、		平均日数			
	アンバンドル機能等	件数	①申込日	②申込日	③申込日	
)	11 34	~	~	~	
			回答日	提供可能日	工事完了日	
	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアドアクセス方式))					
	端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイバ(シングル スター方式))					
アク	端末回線伝送機能 第4欄(電話 重畳するもの) (DSL(ラインシェアリング))		1	手続なし	10	
セスライン	端末回線伝送機能 第4欄(電話 重畳しないもの) (DSL(ドライカッパ))		1	手続なし	31	
	端末回線伝送機能(10項協定に よるもの) (電話(ドライカッパ))		1	手続なし	22	
	端末回線伝送機能 第3欄 (接続専用線)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第9欄 (NGNイーサ)			手続なし		
	端末回線伝送機能 第7欄 (INSキャリアズレート)			手続なし		

		1			
	一般番号ポータ	加入電話⇒ 他社		手続なし	
	ビリティ実現機能	ひかり電話⇒ 他社		手続なし	
	HE	他社⇒他社		手続なし	
1 1	一般光信号中継行	送機能			
	(中継ダークファ				
1 1	端末系交換機能				
		アビリティ実現機			
		首交換機接続用伝			
	送装置利用機能		手続なし	手続なし	
	中継交換機能・中				
	(GC/IC接網				
1 1	(GO/IO頂板	波長分割多重			
		収扱力制多重 回線			
	特別光信号中継	分波光変換装			
	伝送機能	置	手続なし	手続なし	
		(WDMパッ	子がなし	子がなし	
		ケージ)			
1 1	光信号局内伝送路	各			
	(局内ダークファ	マイバ)			
	第11条(事前記	間査の申込み)及			
	び第13条(事前	前調査の回答)に		手続なし	手続なし
	規定する手続				
1 1		申込み)に規定す			
事	る手続			手続なし	手続なし
事前手		用設備の設置又は			
持続	改修の申込み)に				
476		売用伝送路及びW	手続なし	手続なし	
	DMパッケージを				
		ート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	開発の申込み)に		手続なし	手続なし	
\vdash	かんり 十足り / 1	一からんこう つつ 小児			
		目互接続点の調査			
17		及び第10条の	13	手続なし	手続なし
シ		D設置)に規定す		1 496 0	1 1196 0
ケーション	る手続				
ン					
\Box					
	第10冬の0 /#	目互接続点の調査			
管路					
岭		及び第10条の		手続なし	手続なし
لخ		D設置)に規定す			
・とう道	る手続				
追					

電柱添架		10条の13(電柱添架の申込)に規定する手続			手続なし	手続なし
		第9条(当社の接続対象地 域)に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
	ホ	第34条の13(複数年段階 料金を適用する光信号主端末 回線の取扱い)第2項に規定 する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	ームペー	第99条の2(通信用建物の 空き情報等の提供)に規定す る手続	64	手続なし	手続なし	手続なし
	-ジ開示(第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の 提供)に規定する手続	85	手続なし	手続なし	手続なし
	(無償) ※	第99条の7(光回線設備と の接続に係るその他の情報の 提供)に規定する手続	743	手続なし	手続なし	手続なし
	5	第99条の8(接続の手続及 び算定根拠に関する情報の提 供)に規定する手続	2	手続なし	手続なし	手続なし
焅		第99条の11 (ISP接続 用ルータに係る情報の提供) に規定する手続	30, 309	手続なし	手続なし	手続なし
情報開示		第10条の2(事前照会)第 2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の 伝送装置又はケーブルその他 の装置等を設置することが可 能な場所の位置及び寸法)			手続なし	手続なし
	個別開示(有償)	第10条の2(事前照会)第 2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、 二重床その他接続に必要な装 置等の設置に付随して利用す る周辺設備に係る情報)			手続なし	手続なし
	償)	第10条の2(事前照会)第 2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全 端子数及び未利用端子数並び に光主配線盤の位置、光主配 線盤の全端子数及び未利用端 子数)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第 2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互			手続なし	手続なし

接続点を設置することの可		
否)		
第10条の2(事前照会)第		
2項第5号に規定する手続	- 4+ 4. 1	
(光回線設備の全芯線数及び	手続なし	手続なし
未利用芯線数)		
第10条の2(事前照会)第		
2項第6号に規定する手続		
(光信号端末回線を敷設する	手続なし	手続なし
ために用いる伝送路設備の終	子がなし	子がなし
端する箇所の位置)		
第10条の2(事前照会)第		
2項第7号に規定する手続	- ht to 1	- /+ · ·
(光ファイバ化された電話番	手続なし	手続なし
号のうちメタル回線への変更		
の可否)		
第10条の2 (事前照会)第		
2項第8号に規定する手続	手続なし	手続なし
(光信号端末回線の提供可能	子がなし	丁心い なし
時期及び伝送損失)		
第10条の2 (事前照会)第		
2項第9号に規定する手続	T 6± +> 1	T 4± +> 1
(一般光信号中継回線の提供	手続なし	手続なし
可能時期)		
第10条の2(事前照会)第		
2項第10号に規定する手続		-4.
(特別光信号中継回線の提供	手続なし	手続なし
可能時期)		
w specific const		
第10条の2(事前照会)第		
2項第11号に規定する手続	壬 结 +> 1	工 生 ナン !
(その他様式に記載する必要	手続なし	手続なし
がある事項に係る情報)		
第34条の8(一般光信号中		
継回線の異経路構成等に係る		
確認調査)及び第34条の9		
(異経路構成等による一般光	手続なし	手続なし
信号中継回線の提供に係る調		
査及び接続の申込み)に規定		
する手続		
第34条の10(光信号端末		
回線のテープ分散に係る確認	T/+ 1.	
調査及び接続の申込み)に規	手続なし	手続なし
定する手続		
第52条(協定事業者の切分	T (+++-)	T /+ +- 1
責任等)第3項に規定する手	手続なし	手続なし
続		

第68条(手続費の支払義 務)第1項第24号に規定す る同一番号移転可否情報調査	手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払義務)第1項第30号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項に 規定する手続(DSL回線ご との線路条件等に関する調 査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第2項に 規定する手続(き線点情報に 関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第3項に 規定する手続(き線点換算線 路長に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等 に係る情報の提供)第4項に 規定する手続(メタリック加 入者線と電柱に設置する接続 に必要な装置等との接続可否 に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等 に係る情報の提供)第1項に 規定する手続(光回線設備の 伝送損失及び経過年数調査)	手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等 に係る情報の提供)第2項に 規定する手続(光信号端末回 線の概算提供可能時期に関す る調査)	手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等 に係る情報の提供)第3項第 1号に規定する手続(光配線 区域の範囲に係る情報の調 査)	手続なし	手続なし

	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第2号に規定する手続(収容局ごとの光配線区画の全ての電柱等設備に係る情報の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第3号に規定する手続(光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)	手続なし	手続なし
個別開示	第99条の9(宅内光信号電 気信号変換装置に係る情報の 提供)に規定する手続	手続なし	手続なし
無償)	第99条の12(電柱所有に 係る情報の提供)に規定する 手続	手続なし	手続なし
個別開示(有償)	第99条の13(申込者情報 確認結果の即時通知)に規定 する手続き	手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

- ・他社から2011年11月30日以降に申込まれ、2024年4月1日から 2025年3月31日までの期間に完了した手続についての、接続約款又 は接続に関する協定に規定する納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	同 2	全超える場合かあります。
	対象手続		条件規定条文
	端末回線伝送機能 第	ア	第34条の4
	2欄又は第6欄イ		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)
	(加入ダークファイバ		・申込日から回答日(申込から3週間以内)
	(シェアドアクセス方	1	第34条の4
	式))		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)
7			・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)
ラ			※既設設備を用いて開通が可能な場合
アクセスライン	端末回線伝送機能 第	ア	第34条の4
	6欄ア		(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)
1	(加入ダークファイバ		・申込日から回答日(申込から3週間以内)
レン	(シングルスター方		※屋内配線の調査に時間を要しない場合
	式))	イ	第34条の4
			(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)
			・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)
			※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用
			いて開通が可能な場合
	一般光信号中継伝送機	ア	第34条の2
	能		(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)
	(中継ダークファイ		・申込日から回答日(申込から3週間以内)
	パ)	1	第34条の2
			(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)
			・回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)
	端末系交換機能(優先	生	」 3 8条
	接続機能及び一般番号		票準的接続期間)
コアネットワーク	ポータビリティ実現機		⋇年中刊を称えた。 固別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から
ネ	ポープピッティスの機		B以内)
'j	機接続用伝送装置利用	' "	-WP1/
	機能•市内伝送機能•中		
	継交換機能		
	機能		
	│ (G C / I C 接続用伝		
	送路)		
	特別 波長分割多重	ア	第34条の7
	光 信 回線		5 5 4 未の 7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)
	号中		・申込日から回答日(申込から6週間以内)
	ダ エ 継 伝		「中心日から日日日(中心から)
	गुरु । 🕰		

	送機分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間)・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約 締結から1年以内)
	光信号局内伝送路 (局内ダークファイ バ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設 備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確 定した日から1ヶ月半以内)
	第11条(事前調査の 申込み)及び第13条 (事前調査の回答)に 規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない 場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要である と判断した場合は、4ヶ月以内)
事前手続	第23条(接続用設備 の設置又は改修の申込 み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝 送路及びWDMパッケ ージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から 1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から 1年以内)
コロケーション	第10条の3(相互接 続点の調査及び設置申 込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込 から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備 等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管路・とう道	第10条の3(相互接 続点の調査及び設置申 込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (申込から1ヶ月半以内)
電柱添架	第10条の13(電柱 添架の申込み)に規定 する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ 月以内)

		T	
		第10条の2(事前照	第10条の2 (事前照会)
		会)第2項第1号に規	
		定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
		(接続に必要な接続申	
		込者の伝送装置又はケ	
		ーブルその他の装置等	
		を設置することが可能	
		な場所の位置及び寸	
		法)	
		,- ,,	Mr
		第10条の2(事前照	第10条の2
		会)第2項第2号に規	(事前照会)
		定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
		(電力設備、空気調整	
		設備、二重床その他接	
		続に必要な装置等の設	
		置に付随して利用する	
		周辺設備に係る情報)	
		第10条の2(事前照	第10条の2
		会)第2項第3号に規	(事前照会)
	<i>1</i> 00	定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
	個別	(MDFの位置、MD	
情	開	Fの全端子数及び未利	
情報開	示	用端子数並びに光主配	
開	有	線盤の位置、光主配線	
**	償	盤の全端子数及び未利	
	5	用端子数)	
		第10条の2(事前照	第10条の2
		会)第2項第4号に規	(事前照会)
		定する手続	・申込日から回答日
		(当社の通信用建物内	(1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込
		に相互接続点を設置す	から2週間以内)
		ることの可否)	
		0-20013117	等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内)
			(3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内)
		第10条の2(事前照	第10条の2
		会)第2項第5号に規	第10次の2 (事前照会)
		」安/ 新と残邪しずに流 定する手続	- ヘーロススク - ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
		(光回線設備の全芯線	一、中心口がら回音口(中心からと週間次内)
		(元回線設備の宝心線 数及び未利用芯線数)	
			<u> </u>
		第10条の2(事前照金)第10条の	第10条の2
		会)第2項第6号に規	(事前照会) - 中沿日から同僚日(中沿からの連門以中)
		定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
		(光信号端末回線を敷	
		設するために用いる伝	
		送路設備の終端する箇	
		所の位置)	

第10条の2(事前 会)第2項第7号に 定する手続 (光ファイバ化され 電話番号のうちょう	規 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内) はた
回線への変更の可否)
第10条の2(事前会)第2項第8号に	規(事前照会)
定する手続 (光信号端末回線の 供可能時期及び伝送	
失)	
第10条の2(事前	照 第10条の2
会)第2項第9号に	規 (事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
(一般光信号中継回	
の提供可能時期)	4 475
第10条の2(事前	····· · · · · · · · · · · · · · · · ·
会)第2項第10号	に (事前照会)
規定する手続	・申込日から回答日(申込から6週間以内)
(特別光信号中継回]線
の提供可能時期)	
第10条の2(事前	照 第10条の2
会)第2項第11号	
規定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(その他様式に記載	
│ │ │ る必要がある事項に	- 係
る情報)	
第34条の10(爿	信 第34条の10
号端末回線のテース	プ分 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の
散に係る確認調査及	
接続の申込み)に対	
する手続	I ZEN JEHE (I ZEN J GZENSKI)
第99条の3(DS	S L 第99条の3
日本 日	
供)第1項に規定す	
手続(DSL回線)	_
の線路条件等に関す	ି ବ
調査)	
第99条の6(光回	1線 第99条の6
設備等に係る情報の)提(光回線設備等に係る情報の提供)
供)第1項に規定す	「る」・申込日から回答日(申込から2週間以内)
手続(光回線設備の	
送損失及び経過年数	
	ניאר
旦/	

(東)電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告 (電気通信事業法施行規則 第22条の7第12号<当社手続>関連)

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・当社設備部門以外の部門から2011年11月30日以降に申し込まれ、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)~回答日(※2)、②申込日~提供可能日(※3)、③申込日~工事完了日(※4))
- ※1 当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。
- ※2 当社設備部門が提供可能日等(事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を 用いることの可否等)を回答した日。なお、接続約款第21条(接続申込み)に規定する手続に 準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。
- ※3 最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。なお、中継ダークファイバについては、当該設備を用いることが可能となる最長日とする。
- ※4 第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。
- ※5 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

				平均日数	
	アンバンドル機能等		①申込日	②申込日	③申込日
	アンバンドル版配 寺	件数	~	~	~
			回答日	提供可能日	工事完了日
	フレッツ光ネクスト(ファミリー・ハ				
	イスピードタイプ)(ファミリータイ				
	プ)				
	(端末回線伝送機能 第2欄又は第				
	6欄イ)				
	フレッツ光ネクスト(ビジネスタイ				
	プ) (世十月44年)				
	(端末回線伝送機能 第6欄ア)				
	フレッツ光ネクスト (マンションタイ プ)				
ア	ノ/ (端末回線伝送機能 第6欄ア)				
ク	フレッツ・ADSL(利用回線型)				
セマ	(端末回線伝送機能 第4欄(電話重		_	 手続なし	_
Ê	畳するもの))			1-491-6 0	
アクセスライン	フレッツ・ADSL(契約者回線型)				
	(端末回線伝送機能 第4欄(電話重		0	手続なし	_
	畳しないもの)			, ,,,,	
	加入電話・INSネット64				
	(端末回線伝送機能(10項協定によ		0	工生+、1	23
	るもの))		0	手続なし	23
	一般専用サービス、高速ディジタル伝				
	送サービス、ATM専用サービス			手続なし	
	(端末回線伝送機能 第3欄)			1 49L-& C	

	端末回線伝送 る当社サービ (端末回線伝		手続なし	手続なし	手続なし
	INSネット			手続なし	
	一般番号ポ ータビリテ	加入電話⇒ひかり電話		手続なし	
	ィ実現機能	他社⇒ひかり電話		手続なし	
	一般光信号中(中継ダーク	ファイバ)			
コアネットワーク	般番号ポータ く)・加入者 用機能・市内 中継伝送機能	接続用伝送路)	手続なし	手続なし	手続なし
	特別光信号	波長分割多重回線	手続なし	手続なし	手続なし
	中継伝送機 能	分波光変換装置 (WDMパッケージ)	手続なし	手続なし	手続なし
	光信号局内伝 (局内ダーク		手続なし	手続なし	手続なし
		前調査の申込み)及び第 調査の回答)に規定する		手続なし	手続なし
事	第 2 1 条 (接 続	続申込み)に規定する手		手続なし	手続なし
事前手続	第23条(接 の申込み)に (GC/I(Mパッケージ		手続なし	手続なし	手続なし
		続用ソフトウェアの開発 ニ規定する手続	手続なし	手続なし	手続なし
コロケーション	び設置申込み	3 (相互接続点の調査及 分)及び第10条の4 気の設置)に規定する手	-	手続なし	手続なし
管路・とう道	び設置申込み	3 (相互接続点の調査及 →) 及び第10条の4 項の設置)に規定する手	手続なし	手続なし	手続なし

電柱添架	ı	0条の13(電柱添架の申込 に規定する手続		手続なし	手続なし	手続なし
		第9条(当社の接続対象地域) に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
	ホ	第34条の13(複数年段階料 金を適用する光信号主端末回線 の取扱い)第2項に規定する手 続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	ームページ	第99条の2(通信用建物の空 き情報等の提供)に規定する手 続	16	手続なし	手続なし	手続なし
	開示(第99条の4(DSL回線との 接続に係るその他の情報の提 供)に規定する手続	85	手続なし	手続なし	手続なし
	無償) ※	第99条の7(光回線設備との 接続に係るその他の情報の提 供)に規定する手続	743	手続なし	手続なし	手続なし
	5	第99条の8(接続の手続及び 算定根拠に関する情報の提供) に規定する手続	2	手続なし	手続なし	手続なし
桂		第99条の11(ISP接続用 ルータに係る情報の提供)に規 定する手続	30, 309	手続なし	手続なし	手続なし
情報開示		第10条の2(事前照会)第2 項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝 送装置又はケーブルその他の装 置等を設置することが可能な場 所の位置及び寸法)			手続なし	手続なし
	個別開示(有	第10条の2(事前照会)第2 項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二 重床その他接続に必要な装置等 の設置に付随して利用する周辺 設備に係る情報)			手続なし	手続なし
	(賞)	第10条の2(事前照会)第2 項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端 子数及び未利用端子数並びに光 主配線盤の位置、光主配線盤の 全端子数及び未利用端子数)			手続なし	手続なし
		第10条の2(事前照会)第2 項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接 続点を設置することの可否)			手続なし	手続なし

第10条の2(事前照会)第2 項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未 利用芯線数)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号 のうちメタル回線への変更の可 否)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時 期及び伝送損失)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第9号に規定する手続 (一般光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第10号に規定する手続 (特別光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし
第10条の2(事前照会)第2 項第11号に規定する手続 (その他様式に記載する必要が ある事項に係る情報)	手続なし	手続なし
第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続	手続なし	手続なし
第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査 及び接続の申込み)に規定する 手続	手続なし	手続なし
第52条(協定事業者の切分責 任等)第3項に規定する手続	手続なし	手続なし
第68条第1項(手続費の支払 義務)第24号に規定する同一 番号移転可否情報調査	手続なし	手続なし

第68条(手続費の支払義務) 第1項第30号に規定する端末 回線ごとの線路条件及び収容状 況に係る情報調査		手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に 係る情報の提供)第1項に規定 する手続(DSL回線ごとの線 路条件等に関する調査)		手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に 係る情報の提供)第2項に規定 する手続(き線点情報に関する 調査)		手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に 係る情報の提供)第3項に規定 する手続(き線点換算線路長に 関する調査)		手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に 係る情報の提供)第4項に規定 する手続(メタリック加入者線 と電柱に設置する接続に必要な 装置等との接続可否に関する調 査)		手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等に 係る情報の提供)第1項に規定 する手続(光回線設備の伝送損 失及び経過年数調査)		手続なし	手続なし
第99条の6 (光回線設備等に 係る情報の提供)第2項に規定 する手続 (光信号端末回線の概 算提供可能時期に関する調査)		手続なし	手続なし
第99条の6 (光回線設備等に 係る情報の提供)第3項第1号 に規定する手続(光配線区域の 範囲に係る情報の調査)		手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等に 係る情報の提供)第3項第2号 に規定する手続(収容局ごとの 光配線区画の全ての電柱等設備 に係る情報の調査)		手続なし	手続なし
第99条の6 (光回線設備等に 係る情報の提供)第3項第3号 に規定する手続(光配線区画ご との加入電話等敷設数の調査)		手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等に 係る情報の提供)第4項に規定 する手続(中継ダークファイバ の未利用芯線がない区間におけ る代替区間等に関する情報調 査)		手続なし	手続なし
	第回況第係す路第係す関第係す関第係すと装査第係す集第係す算第係に範第係に光に第係にと第係すのるり、1 を表すのは、	第9年級に (2) 第9年級の提供信用 (2) 第9年級の (2) 第9年級の (2) 第9情話。 (2) 第9情話。 (2) 第9情話。 (2) 第9情話。 (3) 第9情話。 (4) 第9情話。 (4) 第9情話。 (5) 第9情話。 (6) 第9情話。 (6) 第9情話。 (7) 第9情話。 (7) 第9情話。 (8) 第9情話。 (8) 第9情話。 (8) 第9情話。 (9) 第9情話。 (1) 第9情言。 (1) 第9句言。 (1) 第9句言。 (1) 第9句言。 (1) 第9句言。 (1) 第句言。 (1)	第1項第3の経験件及び収容状況等の場合では、

個別開示	第99条の9(宅内光信号電気 信号変換装置に係る情報の提 供)に規定する手続	手続なし	手続なし
無償)	第99条の12(電柱所有に係 る情報の提供)に規定する手続	手続なし	手続なし
個別開示(有償)	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)に規定する 手続き	手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

- ・当社設備部門以外の部門から2011年11月30日以降に申込まれ、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情が あるときは、規定する期間を超える場合があります。

	対象手続		準ずる接続約款の条件
	フレッツ光ネクスト (ファミリー・ハイス ピードタイプ)(ファミ リータイプ)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) - 申込日から回答日(申込から3週間以内)
	(端末回線伝送機能第2欄又は第6欄イ)	1	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合
アクセ	フレッツ光ネクスト (ビジネスタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
アクセスライン		1	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト (マンションタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) - 申込日から回答日(申込から3週間以内)
		1	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)
コアネッ	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内)
ットワーク		1	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) - 回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)

	端末系交換機能(優先 接続機能及び一般番号 ポータビリティ実現機 能を除く)・加入者交換 機接続用伝送装置利用 機能・市内伝送機能・中 継交換機能・中継伝送 機能 (GC/IC接続用伝 送路)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から 1年以内)
	特別 波長分割多重回 光信線 号中継伝 分波光変換装置 送機 (WDMパッケ	ア 第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から6週間以内) イ 第38条 (標準的接続期間)
	能 一ジ) 光信号局内伝送路 (局内ダークファイ バ)	・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内) 第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
	第11条(事前調査の 申込み)及び第13条 (事前調査の回答)に 規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない 場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要である と判断した場合は、4ヶ月以内)
事前手続	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から 1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日 (開発に着手した日から 1年以内)
コロケーション	第10条の3(相互接 続点の調査及び設置申 込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月)

	音格・とう首	第10条の3(相互接 続点の調査及び設置申 込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置) に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (申込から1ヶ月半以内)
1 3	電 主 森梁	第10条の13(電柱 添架の申込み)に規定 する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ 月以内)
		第10条の2(事前照 会)第2項第1号に規 定する手続 (接続に必要な接続申 込者の伝送装置又はケ ーブルその他の装置等 を設置することが可能 な場所の位置及び寸 法)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
情報	個別開示	第10条の2(事前照 会)第2項第2号に規 定する手続 (電力設備、空気調整 設備、二重床その他接 続に必要な装置等の設 置に付随して利用する 周辺設備に係る情報)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
開示	(有償)	第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続(MDFの位置、MDFの位置、MDFの企置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)	第10条の2 (事前照会) ・申込日から回答日(申込から2週間以内)
		第10条の2(事前照 会)第2項第4号に規 定する手続 (当社の通信用建物内 に相互接続点を設置す ることの可否)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込 から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備 等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内) (3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内)

第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第5号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光回線設備の全芯線	
数及び未利用芯線数)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第6号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光信号端末回線を敷	
設するために用いる伝	
送路設備の終端する箇	
所の位置)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第7号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(光ファイバ化された	
電話番号のうちメタル	
回線への変更の可否)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第8号に規	(事前照会)
定する手続	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
(光信号端末回線の提供 またばに 光情	
供可能時期及び伝送損 失)	
大/ 第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第9号に規	第10末の2 (事前照会)
安)第2項第3号に統 定する手続	、乗門無益/ ・申込日から回答日(申込から3週間以内)
(一般光信号中継回線	
の提供可能時期)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第10号に	(事前照会)
規定する手続	・申込日から回答日(申込から6週間以内)
(特別光信号中継回線	
の提供可能時期)	
第10条の2(事前照	第10条の2
会)第2項第11号に	(事前照会)
規定する手続	・申込日から回答日(申込から2週間以内)
(その他様式に記載す	
る必要がある事項に係	
る情報)	
第34条の10(光信	第34条の10
号端末回線のテープ分	
散に係る確認調査及び	申込み)
接続の申込み)に規定	・申込日から回答日(申込から3週間以内)
する手続	

回線等に係 供)第1項 手続(DS	3 泉等に係る情報の提供) 5回答日(申込から3営業日以内)
設備等に係 供)第1項 手続(光回	6 構等に係る情報の提供) 6回答日(申込から2週間以内)

(東) 電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号チに基づく報告

- ◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果
- ・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他 社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続 を「当社手続」という。

	対象手続		554E - 64 E
	他社	当社	監視の結果
	端末回線伝送機能 第2	フレッツ光ネクスト	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
	欄又は第6欄イ	(ファミリー・ハイス	ついて、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日
	(加入ダークファイバ	ピードタイプ)(ファ	~提供可能日)は 日、③(申込日~工事完了
	(シェアドアクセス方	ミリータイプ)	日)は日となっている。
	式))		また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回
			答日) は92%、イ(申込日~提供可能日) は9
			3%となっている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
			款の規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
			ついて、①(申込日~回答日)は日、②(申込日
ア			~提供可能日)は 日、③(申込日~工事完了
セ			日)は日となっている。
アクセスライ			また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回
イン			答日) は92%、イ(申込日~提供可能日) は9
			1%となっている。
			手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
			款の規定に準じて実施されていることを確認した。
			・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事
			完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客
			様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回
			答日)②(申込日~提供可能日)で当社設備部門の
			検証を実施した。
			他社手続は、①(申込日~回答日)は 日、②
			(申込日~提供可能日)は 日、当社手続は①
			(申込日~回答日) は 日、②(申込日~提供可能

日)は 日となっているが、申込手続について、 工事日即決手続と工事日非即決手続の異なる2つの 手続があるため、さらに同じ手続同士で検証を実施 した。

工事日即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は■日、②(申込日~提供可能日)は■日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回答日)は100%、イ(申込日~提供可能日)は98%となっている。

当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は日、②(申込日~提供可能日)は日となっている。

また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回 答日)は100%、イ(申込日~提供可能日)は9 5%となっている。

工事日非即決手続については、他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日~提供可能日)は 日となっている。

また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回 答日)は83%、イ(申込日~提供可能日)は8 7%となっている。

当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日~提供可能日)は 日となっている。

また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回 答日)は65%、イ(申込日~提供可能日)は7 5%となっている。

この結果、接続約款の規定によるものであること 及び準ずるものであることを確認した。

※工事日即決手続:申込時に工事日を予約する手続、非即決手続:申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手続。

端末回線伝送機能 第6 欄ア

(加入ダークファイバ (シングルスター方式)) フレッツ光ネクスト (ビジネスタイプ) ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日~提供可能日)は 日、③(申込日~工事完了日)は 日となっている。

また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回

	T	
		答日) は88%、イ(申込日~提供可能日) は9
		6%となっている。
		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
		ついて、①(申込日~回答日)は 日、②(申込
		日~提供可能日)は日本日、③(申込日~工事完了
		日)は日となっている。
		また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回
		答日) は88%、イ(申込日~提供可能日) は9
		2%となっている。
		 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
		 款の規定に準じて実施されていることを確認した。
		 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事
		完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客
		様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回
		答日)②(申込日~提供可能日)で検証を実施した
		結果、接続約款の規定によるものであること及び準
		ずるものであることを確認した。
端末回線伝送機能 第4	フレッツ・ADSL	
欄(電話重畳するもの)	(利用回線型)	ついて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日
(DSL (ラインシェア	(4.7/17)	~工事完了日)は10日となっている。
リング))		
		 ・当社手続は、実績が無かった。
		 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
端末回線伝送機能 第4	フレッツ・ADSL	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
欄(電話重畳しないもの)	(契約者回線型)	ついて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日
(DSL(ドライカッ	(天小)有四称王/	〜工事完了日)は31日となっている。
パ)		- 工事ル」ロ/1601日に多りている。
		 ・当社手続は、実績が無かった。
		コエナがいる、 大根が飛がった。
		 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		・ ETエナ桃に フレ・・こ、按枕形状の況足によるもので
		あることを確認した。

端末回線伝送機能(10	加入電話・INSネッ	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
項協定によるもの)	F64	ついて、①(申込日~回答日)は1日、③(申込日
(電話(ドライカッパ))		~工事完了日)は22日となっている。
		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
		ついて、①(申込日~回答日)は0日、③(申込日
		~工事完了日) は23日となっている。
		・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事
		完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客
		様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回
		答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続
		約款の規定によるものであること及び準ずるもので
		あることを確認した。
端末回線伝送機能 第3	一般専用サービス、高	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
欄	速ディジタル伝送サ	ついて、①(申込日~回答日)は■日、③(申込日
(接続専用線)	ービス、ATM専用サ	ー ~工事完了日)は■■■日となっている。
	ービス	
		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
		ついて、①(申込日~回答日)は■日、③(申込日
		ー ~工事完了日)は■■目となっている。
		 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事
		完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客
		 様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回
		 答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続
		 約款の規定によるものであること及び準ずるもので
		あることを確認した。
端末回線伝送機能 第9	端末回線伝送機能	・他社手続は、
欄	第9欄に相当する当	
(NGNイーサ)	社サービス	・当社手続は、
端末回線伝送機能 第7	INSネット150	・他社手続は、
欄	0	
(INSキャリアズレー		・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
F)		ついて、①(申込日~回答日)は日日、③(申込日
		~工事完了日)は 日となっている。
		・当社手続について、接続約款の規定に準ずるもの

			であることを確認した。
	一般番号ポータビリティ	一般番号ポータビリ	〔加入電話⇒他社〕
	実現機能	ティ実現機能	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
			ついて、①(申込日~回答日)は 日、③(申込日
			~工事完了日)は 日となっている。
			〔ひかり電話⇒他社〕
			・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
			ついて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日
			~工事完了日)は 日となっている。
			〔他社⇒他社〕
			・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
			ついて、①(申込日~回答日)は四日、③(申込日
			~工事完了日)は 日となっている。
=			[加入電話⇒ひかり電話]
アネッ			・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
イツ			ついて、①(申込日~回答日)は 日、③(申込日
トワー			~工事完了日)は 日となっている。
<u>ا</u>			「かせった」(毎年)
			[他社⇒ひかり電話]
			・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
			ついて、①(申込日~回答日)は日日、③(申込日
			〜工事完了日)は は 日となっている。
			 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事
			完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客
			様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回
			答日)で検証を実施した結果、接続約款の規定によ
			るものであること及び準ずるものであることを確認
			した。
	一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継伝送	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
	(中継ダークファイバ)	機能	ついて、①(申込日~回答日)は 日、②(申込日
		(中継ダークファイ	~提供可能日)は 日、③(申込日~工事完了
		バ)	日)はこれ日となっている。
			また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回

答日)は100%、イ(申込日~提供可能日)は1 00%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数に ついて、①(申込日~回答日)は四日、②(申込日 ~提供可能日)は 日、③ (申込日~工事完了 日)は 日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回 答日)は100%、イ(申込日~提供可能日)は9 3%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、③(申込日~工事 完了日) は他社又は当社設備部門以外の部門のお客 様対応の日数が含まれているため、①(申込日~回 答日)②(申込日~提供可能日)で検証を実施した 結果、接続約款の規定によるものであること及び準 ずるものであることを確認した。 端末系交換機能(優先接|端末系交換機能(優先 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に ついて、③(申込日~工事完了日)は 日とな 続機能及び一般番号ポー 接続機能及び一般番 タビリティ実現機能を除 号ポータビリティ実 っている。 く)・加入者交換機接続用 現機能を除く)・加入 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設 伝送装置利用機能・市内 者交換機接続用伝送 契約締結日~工事完了日は100%となっている。 装置利用機能·市内伝 伝送機能・中継交換機能・ 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 中継伝送機能 送機能•中継交換機 款の規定どおり実施されていることを確認した。 (GC/IC接続用伝送 │能·中継伝送機能 路) (GC/IC接続用 ・当社手続は、 伝送路) ・他社手続について、接続約款の規定によるもので あることを確認した。 特別光信号中継伝送 ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に 特別光信号中継伝送機能 (波長分割多重回線) 機能(波長分割多重回 ついて、①(申込日~回答日)は 日、②(申込 線) 日~提供可能日)は 日本日日、③ (申込日~工事完 了日)は 日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回 答日)は100%となっている。

		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
特別光信号中継伝送機能	特別光信号中継伝送	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
(分波光変換装置(WD	 機能 (分波光変換装置	ついて、③(申込日~工事完了日)は 日とな
Mパッケージ))	(WDMパッケー	っている。
	ジ))	 また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日~回
		答日) は100%となっている。
		│ │ 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 │
		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		- 12 1 42810V
		 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
光信号局内伝送路	光信号局内伝送路	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に
(局内ダークファイバ)	(局内ダークファイ	
	バ)	ついて、①(申込日~回答日)は
	,	日~提供可能日)は日本日日、③(申込日~工事完了
		日)は日本日日となっている。
		また、他社手続の納期遵守率について、回答日~
		工事完了日は57%となっている。
		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
		- ·· · · · -

	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	申込み)及び第13条	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は 日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回答日)は100%となっている。
			・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は日日となっている。また、当社手続の納期遵守率は、①(申込日~回答日)は100%となっている。
			・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
事前手続			果、接続約款の規定によるものであること及び準ず るものであることを確認した。
495	第21条 (接続申込み) に規定する手続	第21条(接続申込 み)に規定する手続	・他社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①(申込日~回答日(承諾日))は日となっている。
			・当社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①(申込日~回答日(承諾日))は 日となっている。
			・手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約 款の規定に準じて実施されていることを確認した。
			・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

設置 に規 (G	3条(接続用設備の 又は改修の申込み) 定する手続 C/IC接続用伝送 びWDMパッケージ	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続(GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日~工事完了日)は 日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設 契約締結日~工事完了日は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、 ・ 当社手続は、 ・ 世紀 ・ 他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
ウェ	○条(接続用ソフト アの開発の申込み) 定する手続	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回答日)は100%となっている。手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。
			・他社手続について、接続約款の規定によるもので あることであることを確認した。

		第10条の3(相互接続	第10条の3(相互接	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
		点の調査及び設置申込	続点の調査及び設置	て、①(申込日~回答日)は13日となっている。
		み)及び第10条の4(相	申込み) 及び第10条	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
		互接続点の設置)に規定	の 4 (相互接続点の設	答日)は100%となっている。
		する手続	置)に規定する手続	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
				款の規定どおり実施されていることを確認した。
				・当社手続は、
	ケー			
	ショ			・他社手続について、接続約款の規定によるもので
	ジ			あることであることを確認した。
ŀ		笠10冬の2(担下笠 は	第10条00/担下拉	
		第10条の3(相互接続	第10条の3(相互接	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
		点の調査及び設置申込	続点の調査及び設置	て、①(申込日~回答日)はこれ日となっている。
		み)及び第10条の4(相		また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
	管路	互接続点の設置)に規定	の 4 (相互接続点の設 置) に規定する手続	答日) は100%となっている。
	•	する手続	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
	とう			款の規定どおり実施されていることを確認した。
	道			₩ 4. 4. 4. 4.
				・当社手続は、
				 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
				あることを確認した。

	第1	0条の13(電柱添	第10条の13(電柱	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
	架の申込み)に規定する		添架の申込み)に規定	て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
	手続		する手続	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
				答日)は100%となっている。
				手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
雷				款の規定どおり実施されていることを確認した。
電柱添架				・当社手続は、
				・他社手続について、接続約款の規定によるもので
				あることを確認した。
		第9条(当社の接	第9条(当社の接続対	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
		続対象地域)に規	象地域)に規定する手	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
		定する手続	続	ており、接続約款の規定によるものであること及び
				準ずるものであることを確認した。
		第34条の13	第34条の13(複数	・他社手続は、実績が無かった。
		(複数年段階料金	年段階料金を適用す	
		を適用する光信号	る光信号主端末回線	・当社手続は、実績が無かった。
		主端末回線の取扱	の取扱い)第2項に規	
	ホ	い)第2項に規定	定する手続	
	ļ	する手続		
4-1-	ムペー	第99条の2(通	第99条の2(通信用	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
情報開示	_ ジ	信用建物の空き情	建物の空き情報等の	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
開示	開示	報等の提供)に規	提供)に規定する手続	ており、接続約款の規定によるものであること及び
	無償	定する手続		準ずるものであることを確認した。
	償	第99条の4 (D	第99条の4(DSL	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
		SL回線との接続	回線との接続に係る	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
		に係るその他の情	その他の情報の提供)	ており、接続約款の規定によるものであること及び
		報の提供)に規定	に規定する手続	準ずるものであることを確認した。
		する手続		
		第99条の7(光	第99条の7(光回線	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
		回線設備との接続	設備との接続に係る	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
		に係るその他の情	その他の情報の提供)	ており、接続約款の規定によるものであること及び
		報の提供)に規定	に規定する手続	準ずるものであることを確認した。
		する手続		

	第99条の8(接	第99条の8(接続の	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
	続の手続及び算定	手続及び算定根拠に	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
	根拠に関する情報	関する情報の提供)に	ており、接続約款の規定によるものであること及び
	の提供)に規定す	規定する手続	準ずるものであることを確認した。
	る手続		
	第99条の11	第99条の11(IS	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
	(ISP接続用ル	P接続用ルータに係	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示し
	ータに係る情報の	る情報の提供)に規定	ており、接続約款の規定によるものであること及び
	提供)に規定する	する手続	準ずるものであることを確認した。
	手続 第10条の2(事	第10条の2(事前照	61.11.7.6±1.1
	前照会)第2項第		・他社手続は、
	1号に規定する手	定する手続	
	続	(接続に必要な接続	・当社手続は、
	(接続に必要な接	申込者の伝送装置又	
	続申込者の伝送装	はケーブルその他の	
	置又はケーブルそ	装置等を設置するこ	
	の他の装置等を設	とが可能な場所の位	
	置することが可能	置及び寸法)	
	な場所の位置及び		
	寸法)		
	第10条の2(事 前照会)第2項第		・他社手続は、
	2号に規定する手	定する手続	
個別	続	(電力設備、空気調整	・当社手続は、
開	(電力設備、空気	設備、二重床その他接	
示	一则正以师、一主小	続に必要な装置等の	
有賞	その他接続に必要	設置に付随して利用	
	な装置等の設置に	する周辺設備に係る	
	付随して利用する	情報)	
	周辺設備に係る情		
	報)		
	第10条の2(事	第10条の2(事前照	・他社手続は、
	前照会)第2項第 3号に規定する手	会)第2項第3号に規定する手続	
	続	(MDFの位置、MD	・当社手続は、
	(MDFの位置、	Fの全端子数及び未	
	MDFの全端子数	利用端子数並びに光	
	及び未利用端子数	主配線盤の位置、光主	
	並びに光主配線盤	配線盤の全端子数及	
	の位置、光主配線	び未利用端子数)	
	盤の全端子数及び		
<u> </u>	•	•	

未利用端子数)		
第10条の2(事 前照会)第2項第	第10条の2(事前照 会)第2項第4号に規	・他社手続は、申込から回答までの日数について、
4号に規定する手	定する手続	①(申込日~回答日)は 日となっている。
続	(当社の通信用建物	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
(当社の通信用建	内に相互接続点を設	答日) は100%となっている。
物内に相互接続点	置することの可否)	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
を設置することの		款の規定どおり実施されていることを確認した。
可否)		
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
	第10条の2(事前照	・他社手続は、申込から回答までの日数について、
前照会)第2項第 5号に規定する手	会) 第2項第5号に規 定する手続	①(申込日~回答日)は 日となっている。
続	(光回線設備の全芯	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
(光回線設備の全	線数及び未利用芯線	答日) は84%となっている。
芯線数及び未利用	数)	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
芯線数)		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第10条の2(事	第10条の2(事前照	・他社手続は、申込から回答までの日数について、
前照会)第2項第 6号に規定する手		①(申込日~回答日)は 日となっている。
り方に成足りるナ 続	定する手続 (光信号端末回線を	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
(光信号端末回線	敷設するために用い	答日) は91%となっている。
を敷設するために	る伝送路設備の終端	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
用いる伝送路設備	する箇所の位置)	 款の規定どおり実施されていることを確認した。
の終端する箇所の	/ U EI// U E/	
位置)		・当社手続は、
		 ・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第10条の2(事	第10条の2(事前照	・他社手続は、
前照会)第2項第		
7号に規定する手 続	定する手続 (光ファイバ化され	・当社手続は、
(光ファイバ化さ	た電話番号のうちメ	
	に电站街方のフラス	

れた電話番号のう	タル回線への変更の	
ちメタル回線への	可否)	
変更の可否)		
第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失)	第10条の2(事前照 会)第2項第8号に規 定する手続 (光信号端末回線の 提供可能時期及び伝 送損失)	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は 日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回答日)は92%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
前照会)第2項第 9号に規定する手	定する手続	・他社手続は、
続	(一般光信号中継回	・当社手続は、
(一般光信号中継	線の提供可能時期)	
回線の提供可能時		
期) 第10条の2(事	第10条の2(事前照	
前照会)第2項第		・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
10号に規定する	規定する手続	て、①(申込日~回答日)は
手続	(特別光信号中継回	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
(特別光信号中継 回線の提供可能時	線の提供可能時期)	答日)は100%となっている。
		手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
期)		款の規定どおり実施されていることを確認した。
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第10条の2(事 前照会)第2項第 11号に規定する		・他社手続は、
手続	(その他様式に記載	・当社手続は、
(その他様式に記	する必要がある事項	
載する必要がある	に係る情報)	
事項に係る情報)		
第34条の8(一 般光信号中継回線		・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
の異経路構成等に		て、①(申込日~回答日)は 日となっている。

	係る確認調査)及 び第34条の9 (異経路構成等に よる一般光信号中 継回線の提供に係	調査)及び第34条の 9(異経路構成等による一般光信号中継回 線の提供に係る調査 及び接続の申込み)に	・当社手続は、
	福国線の提供に保 る調査及び接続の 申込み)に規定す る手続	規定する手続	・他社手続について、接続約款の規定によるもので あることを確認した。
1 1 -	第34条の10	第34条の10(光信	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
	(光信号端末回線	号端末回線のテープ	て、①(申込日~回答日)は■日となっている。
	のテープ分散に係	分散に係る確認調査	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
	る確認調査及び接	及び接続の申込み)に	答日) は88%となっている。
	続の申込み)に規	規定する手続	
	定する手続		款の規定どおり実施されていることを確認した。
			・当社手続は、申込から回答までの平均日数につい
			て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
			また、当社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
			答日)は44%となっている。
			・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
			果、接続約款の規定によるものであること及び準ず
			るものであることを確認した。
	第52条(協定事	第52条(協定事業者	・他社手続は、
	業者の切分責任	の切分責任等) 第3項	
	等)第3項に規定	に規定する手続	・当社手続は、
	する手続		
	第68条第1項第	第68条第1項第2	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
	24号に規定する	4号に規定する同一	て、① (申込日~回答日) は 日となっている。
	同一番号移転可否	番号移転可否情報調	
	情報調査	査	・当社手続は、申込から回答までの平均日数につい
			て、①(申込日~回答日)は日となっている。
			・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
			果、接続約款の規定によるものであること及び準ず
			るものであることを確認した。
[第68条第1項第	第68条第1項第3	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
	30号に規定する	O号に規定する端末	て、①(申込日~回答日)は■日となっている。
	端末回線ごとの線	回線ごとの線路条件	
	路条件及び収容状	及び収容状況に係る	・当社手続は、
1	況に係る情報調査	情報調査	

		M. J. T. C
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第99条の3(D	第99条の3(DSL	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
SL回線等に係る	回線等に係る情報の	て、①(申込日~回答日)は■日となっている。
情報の提供)第1	提供)第1項に規定す	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
項に規定する手続	る手続(DSL回線ご	答日)は100%となっている。
(DSL回線ごと	との線路条件等に関	手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約
の線路条件等に関	する調査)	款の規定どおり実施されていることを確認した。
する調査)		
		・当社手続は、
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第99条の3 (D	第99条の3(DSL	・他社手続は、
SL回線等に係る	回線等に係る情報の	
情報の提供)第2	提供)第2項に規定す	・当社手続は、
項に規定する手続	る手続(き線点情報に	
(き線点情報に関	関する調査)	
する調査)		
第99条の3 (D	第99条の3(DSL	・他社手続は、
SL回線等に係る	回線等に係る情報の	
情報の提供)第3	提供)第3項に規定す	・当社手続は、
 項に規定する手続	る手続(き線点換算線	
 (き線点換算線路	 路長に関する調査)	
長に関する調査)		
第99条の3 (D	第99条の3(DSL	・他社手続は、
SL回線等に係る	回線等に係る情報の	
 情報の提供)第4	 提供) 第4項に規定す	・当社手続は、
項に規定する手続	る手続メタリック加	
メタリック加入者	入者線と電柱に設置	
線と電柱に設置す	する接続に必要な装	
る接続に必要な装	置等との接続可否に	
置等との接続可否	関する調査	
に関する調査		
· - 174 / WINDE		

第99条の6(光	第99条の6(光回線	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
回線設備等に係る	設備等に係る情報の	て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
情報の提供)第1	提供)第1項に規定す	また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回
項に規定する手続	る手続(光回線設備の	答日) は100%となっている。
(光回線設備の伝	伝送損失及び経過年	
送損失及び経過年	数調査)	・当社手続は、
数調査)		
		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第99条の6(光	第99条の6(光回線	・他社手続は、
回線設備等に係る	設備等に係る情報の	
情報の提供)第2	提供)第2項に規定す	・当社手続は、
項に規定する手続	る手続 (光信号端末回	
(光信号端末回線	線の概算提供可能時	
の概算提供可能時	期に関する調査)	
期に関する調査)		
the control of the	* *	
第99条の6(光		・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
回線設備等に係る		て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
情報の提供)第3		
項第1号に規定す		・当社手続は、
る手続(配線ブロ	ロック調査)	
ック調査) 		・他社手続について、接続約款の規定によるもので
		あることを確認した。
第99条の6(光		・他社手続は、
回線設備等に係る	設備等に係る情報の	
情報の提供)第3	提供)第3項第2号に	・当社手続は、
項第2号に規定す	規定する手続(収容局	
る手続(収容局ご	ごとの光配線区画の	
との光配線区画の	全ての電柱等設備に	
全ての電柱等設備	係る情報の調査)	
に係る情報の調		
査)		

_				
		第99条の6(光	第99条の6(光回線	・他社手続は、
		回線設備等に係る	設備等に係る情報の	
		情報の提供)第3	提供)第3項第3号に	・当社手続は、
		項第3号に規定す	規定する手続 (光配線	
		る手続(光配線区	区画ごとの加入電話	
		画ごとの加入電話	等敷設数の調査)	
		等敷設数の調査)		
		第99条の6(光	第99条の6(光回線	・他社手続は、
		回線設備等に係る	設備等に係る情報の	
		情報の提供)第4	提供)第4項に規定す	・当社手続は、
		項に規定する手続	る手続(中継ダークフ	
		(中継ダークファ	ァイバの未利用芯線	
		イバの未利用芯線	がない区間における	
		がない区間におけ	代替区間等に関する	
		る代替区間等に関	情報調査)	
		する情報調査)		
		第99条の9(宅	第99条の9(宅内光	・他社手続は、
		内光信号電気信号	信号電気信号変換装	
	個	変換装置に係る情	置に係る情報の提供)	・当社手続は、
	別開	報の提供)に規定	に規定する手続	
	示	する手続		
	無償	第99条の12	第99条の12(電柱	・他社手続は、
	良	(電柱所有に係る	所有に係る情報の提	
		情報の提供)に規	供)に規定する手続	・当社手続は、
		定する手続		
		第99条の13	第99条の13(申込	・他社手続は、申込から回答までの平均日数につい
	個	(申込者情報確認	者情報確認結果の即	て、①(申込日~回答日)は 日となっている。
	個別開示	結果の即時通知)	時通知)に規定する手	
		に規定する手続	続	・当社手続は、
	有償			
				・他社手続について、接続約款の規定によるもので
				あることを確認した。
_			•	

社名:株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2024.10.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2025.3.31
接続関連情報適正利 用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
居室の分離【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認(居室数: 大ゲート数: (居室数: 大ゲート数: (大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	2025.3.31
教育研修の実施	接続関連情報に関する集合研修の実施実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.24~2025.2.14
[]\(\(\(\(2\)\)\(\(\)\)	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数: 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
システム利用権限の 管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実 施	
接続関連情報の持出 し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	2024.4.26~2024.7.26 2024.7.26~2024.10.25 2024.10.28~2025.1.24 2025.1.25~2025.4.15
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契 約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

社名: NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2024.7.1
接続関連情報を取扱 う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2025.3.31
接続関連情報適正利 用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認(居室数: 大ゲート数: (居室数: 大ゲート数: (大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	2025.3.31
教育研修の実施	接続関連情報に関する集合研修の実施実施者数: 名(実施率:100%)	2025.1.17~2025.1.20
【ル(2)⑥】	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数: 素 名(実施率:100%)	2024.10.1~2025.3.31
システム利用権限の 管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実 施	
接続関連情報の持出 し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	2024.4.26~2024.7.26 2024.7.26~2024.10.25 2024.10.28~2025.1.24 2025.1.25~2025.4.15
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契 約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

社名:テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:2011.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:2011.11.30 改定:2022.4.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2011.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2025.3.31
接続関連情報適正利 用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:取締役総務人事部長)	2011.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認(居室数: 大ゲート数: (居室数: 大ゲート数: (大学)	2025.3.31
教育研修の実施	接続関連情報に関する集合研修の実施実施者数: 名(実施率:100%)	2025.2.6~2025.2.7
[JV(2)6]	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数: 至 名(実施率:100%)	2024.10.4~2025.3.31
システム利用権限の 管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実 施	
接続関連情報の持出 し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	2024.4.26~2024.7.26 2024.7.26~2024.10.25 2024.10.28~2025.1.24 2025.1.25~2025.4.15
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契 約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

社名:NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:2014.10.1 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:2014.10.1 改定:2021.6.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	2014.10.01
兼務の禁止【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	2025.3.31
接続関連情報適正利 用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	2011.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認(居室数: 大ゲート数: (居室数: 大ゲート数: (大学)	2025.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 実施者数: A(実施率:100%)	2025.1.16~2025.3.24
170(2)@1	接続関連情報に関するeラーニングの実施 実施者数: 素施名(実施率: 100%)	2024.10.4~2025.3.31
システム利用権限の 管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実 施	
接続関連情報の持出 し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	2024.4.26~2024.7.26 2024.7.26~2024.10.25 2024.10.28~2025.1.24 2025.1.25~2025.4.15
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契 約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	